

区分	議案等の名称	概要説明
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和元年12月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和元年12月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和元年12月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和元年12月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和元年12月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和元年12月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和元年12月31日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
報告第20号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	草刈作業中の飛び石により発生した車両物損事故の損害賠償 (賠償額 42,984円)
報告第21号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	走行中に発生した車両物損事故の損害賠償 (賠償額 16,125円)
報告第22号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	除雪作業中に発生した物損事故の損害賠償 (賠償額 162,000円)
報告第23号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車運転中に発生した物損事故の損害賠償 (賠償額 322,164円)
報告第24号	精算報告書の報告について(平成30年度横手市一般会計継続費)	増田まんが美術館整備事業の継続費の精算の報告

区分	議案等の名称	概要説明
議案第81号	横手市印鑑条例の一部を改正する条例 (R1年11月5日施行)	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行に伴う現行条例の一部改正 内容 印鑑登録証明書に旧氏の記載を行うことができるようにするための改正
議案第82号	横手市出産祝金支給条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	出産祝金の支給要件を緩和するための現行条例の一部改正 内容 ①目的について ・「人口の増加と出産を奨励」⇒「生まれた子どもを祝福」 ②支給要件について ・「6月以上前から住民登録されている者が分娩したとき」⇒「出生により住民登録されたとき」 ・「申請者は子の母」⇒「申請者は子の父又は母」 ・「分娩した日から30日以内に申請」⇒「子が1歳に達する日までに申請」
議案第83号	横手市特産品生産振興センター設置条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	特産品生産施設及び特産品開発施設を廃止するための現行条例の一部改正 【資料1】 内容 ・条文中「特産品開発施設及び特産品生産施設」に係る部分を削り、その他2施設廃止に伴う文言の整理を行うもの
議案第84号	横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律第1条の規定の施行日施行)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行に伴う現行条例の一部改正 【資料2】 内容 ・複数棟で消費性能向上計画認定申請する場合の手数料の算定方法について、別表第7の備考に追加
議案第85号	横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例 (R1年10月1日施行)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）の施行に伴う現行条例の一部改正【資料3】 内容 ・消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、別表中の危険物施設の製造所等の設置許可申請に対する審査手数料3件を増額するもの

区分	議案等の名称	概要説明
議案第86号	横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (R2年4月1日施行)	地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行等に伴う現行条例の一部改正 内容 ・地方自治法の条文繰下げによる改正（第5条） 「第243条の2第8項」⇒「第243条の2の2第8項」 ・議会の議決を要する損害賠償の額（第6条） 「100万円以上」⇒「100万円を超える」
議案第87号	横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (R1年10月1日施行、第2条の規定はR2年4月1日施行)	水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）等の施行に伴う現行条例の一部改正 内容 ・水道法の改正に伴い、新たに指定給水装置工事事業者の更新を定め、更新手数料を10,000円とするもの ・水道法施行令「第5条」⇒「第6条」 ・民法改正により、債権等の消滅時効が統一され、水道料金等の時効が「2年」から「5年」に変更されることに伴う改正
議案第88号	横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (R2年4月1日施行)	地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴う現行条例の一部改正 内容 ・地方自治法の条文繰下げによる改正（第6条） 「第243条の2第8項」⇒「第243条の2の2第8項」
議案第89号	平成30年度横手市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	平成30年度横手市水道事業会計の未処分利益剰余金204,495,972円のうち142,709,922円を減債積立金に積み立てる。【資料4】
議案第90号	平成30年度横手市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	平成30年度横手市下水道事業会計の未処分利益剰余金194,197,496円のうち87,871,607円を減債積立金に積み立てる。【資料4】